

公益社団法人浦安青年会議所 会員資格規則

第1章 目的

第1条 本規則は、公益社団法人浦安青年会議所（以下本会議所という）会員の資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を定めたものである。

第2章 入会

第2条 入会を希望する者は、本会議所に対し、所定の申込書を提出しなければならない。

第3条 理事会は、入会資格審査を会員拡大を担当する委員会へ委託する。

第4条 会員拡大を担当する委員会は、入会希望者に面接し、本会議所の目的・組織・運営・入会金及び会費等について説明を行うとともに、本会議所定款第14条第2号に規定する欠格要件に関し審査し、その結果を理事会に答申する。

第5条 理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。

2 入会の諾否は、理事長が入会申込者に書面で通知する。

第6条 入会を承認された者は、入会金及び会費の納入をもって本会議所の会員となる。但し、入会が承認された月の翌月の末日までに会費等の納入をしない場合はこの限りではない。

第3章 会費

第7条 本会議所定款第11条第2項に定める入会金並びに会費は、下記のとおりとする。

入会金	正会員	金	30,000円
-----	-----	---	---------

(但し、準会員の資格を有する会員が継続して正会員となる場合には、その者の正会員入会金は支払い済みの年会費に相当する額を免除するものとする)

	賛助会員	免除とする
	準会員	免除とする
	準会員 (学生)	免除とする
年会費	正会員	金 120,000円
	賛助会員	金 30,000円
	準会員	金 30,000円
	準会員 (学生)	金 12,000円

2 正会員及び賛助会員の年会費は、入会初年度は月割とする。但し、入会当月分は免除とする。

3. 本条第1項に定める入会金並びに会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

第8条 正会員及び賛助会員の年会費（但し、前条第2項に規定する入会初年度に納入すべき年会費を除く）は、毎年1月31日までに納入しなければならない。但し、会費を1月31日と6月30日までの財務理事の定める2期間に分納することができる。

第4章 会員資格の喪失事由の報告

第9条 会員に本会議所定款第14条第2号・第3号及び第4号に該当する事由があったときは、会員拡大を担当する委員会は実情を調査して理事会に報告する。

2 会員が正当な理由無く会費を1年以上（但し、準会員については6カ月以上）滞納した場合には、財務理事は当該会員に対し督促し、2回以上督促しても納入しないときは理事会に報告する。

第5章 休 会

第10条 理事会が認めた事由により、長期間にわたる欠席を余儀なくされるときは、休会届を提出し、理事会の承認を得て、当該年度を休会することができる。但し、原則として休会中の会費は納入しなければならない。

2 前項但し書きの規定にかかわらず、傷病による長期間にわたる入院、出産、長期間にわたる海外出張等、会員に生じたやむを得ない事由により当該会員が休会を余儀なくされると認められるときは、理事会の承認を得て、本規則第7条第1項に規定する当該会員にかかる年会費を減額または免除することができることとする。尚、年会費を減額する場合の金額は、理事会がこれを定めるものとする。

3 前項に規定する年会費の減額及び免除の措置は、前項に記載するやむを得ない事由が会員に生じた時の翌事業年度以降の当該会員の年会費についてこれを適用する。

4 本条第2項のやむを得ない事由による休会の場合を除き、理事会は原則として2年連続した休会は承認しないものとする。

第6章 名誉会員

第11条 名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

2 名誉会員は、原則としてその資格を失わないものとする。

第7章 賛助会員

第12条 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成することを望む個人、法人、または団体は、所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認により賛助会員として入会することができる。

2 賛助会員の会員資格は1年限りとする。但し、会員資格の満了後、再度賛助会員となることを妨げない。

第13条 賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

第8章 準会員

第14条 将来において本会議所の正会員として入会を希望する個人で、本会議所の目的

に賛同し、その発展を助成することを望む者は、所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認により準会員として入会することができる。

2 準会員の会員資格は1年限りとする。

3 一度準会員として入会した者は、その会員資格の満了後、再度準会員となることができない。

4 第2項の規定に関わらず、学校教育法に定める学校の学生である者はその学生である期間に限り準会員であり続けることができる。ただし、毎年入会承認月の翌月に準会員に定められた年会費を準会員でいられる残存の期間に関わらず支払うものとする。

第15条 準会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の議決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

細 則

第16条 本規則の施行に関する細則は、理事会の議決をもって定める。

附 則

第17条 本規則第7条第3項の規定は、平成26年1月1日に遡及してこれを適用することとする。

《制定記録》

1992年 1月 1日 制定施行

1996年 1月 1日 改正施行

1998年11月13日 改正施行

2012年11月14日 改正施行

2014年11月19日 改正施行

2021年 7月21日 改正施行